

懇切

公正

迅速

ハローワークもりおか

平成22年9月 No.444

9月 は障害者雇用支援月間です!!

平成21年6月1日現在で、常用労働者56人以上の企業を対象に実施した「障害者雇用状況報告書」の集計結果で、ハローワーク盛岡管内の企業における障害者の雇用率は、1.70%となり、前年と同率となりました。

これは、全国平均の1.63%を上回ってはいるものの、岩手県の1.78%及び障害者雇用促進法で定められている法定雇用率1.80%を下回る結果となっています。

また、障害者の方々に当ハローワークに平成22年7月末現在登録されている有効求職者数は、727人（うち重度障害者が176人）となっています。

依然として厳しい雇用情勢が続く中、多くの障害者の方々が働く場を求めています。

事業主の皆様には、障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、職業を通じての社会参加を進めていくことの重要性、必要性をご理解いただき、さらなるご協力をお願いします。

※ 詳しくは、当ハローワーク障害者担当
(TEL019-624-8904 内線726・729)
までお問い合わせください。

平成22年度障害者雇用支援月間ポスター-厚生労働大臣賞受賞作品



【絵画】 小学校の部
『びようしさん』
榎本 早純さん（福岡県）



【絵画】 中学校の部
『ロボット考古学者』
津波古 陽介さん（沖縄県）



【絵画】 高校・一般の部
『僕の夢は写真屋さん』
広瀬 純也さん（徳島県）



【写真の部】
『いつもありがとうございます』
坂野 顕正さん

○	9月は障害者雇用支援月間です	1
○	7月から障害者雇用に関する制度が変わりました	2
○	新規高等学校卒業者対象求人を申し込まれた事業主の皆様へ	4
○	最近の求人・求職のうごき	4

事業主のみなさまへ

平成22年7月から障害者雇用に関する制度が変わりました!!

- ☆ 常用雇用している労働者数が200人を超え300人以下の事業主の方
⇒ 障害者雇用納付金制度の対象になります。
- ☆ パートタイマーなど短時間労働者を数多く雇用している事業主の方
⇒ 短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満）が障害者雇用率制度の対象となります。
- ☆ 除外率が適用されている事業所のある事業主の方
⇒ 現在設定されている除外率が一律10%ポイント引き下げられます。

1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

○ 障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金（超過1人につき1月当たり2万7千円）や助成金を支給する仕組みです。

この障害者雇用納付金の徴収は、昭和52年以降、経過措置として、常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきました。

○ 今回の法改正による改正点

**平成22年7月から、常用雇用労働者が200人を超え300人以下の事業主
平成27年4月から、常用雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主
に、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。**

☆ 制度の適用から5年間は、納付金の減額特例が適用されます。

常用雇用労働者が200人を超え300人以下の事業主

平成22年7月から平成27年6月まで **5万円→4万円**

常用雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主

平成27年4月から平成32年3月まで **5万円→4万円**

※ 障害者雇用調整金は、変わらず **2万7千円**となります。

2 障害者の短時間労働への対応

○ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱い

現在の障害者雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が30時間以上の労働者を実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としています。

このため、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障害者や精神障害者を除き、重度でない身体障害者や知的障害者である短時間労働者については、実雇用障害者数や実雇用率にカウントすることはできませんでした。

○ 今回の法改正による改正点

平成22年7月から、障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウントすることとなります。このとき、そのカウント数は**0.5カウント**となります。

☆ 障害者である短時間労働者のカウント方法は次のとおりです。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の法改正による改正点

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

○ 上記の改正とあわせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、実雇用率や法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）の算定の基礎となる常用雇用労働者の総数に、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウントすることとなります。その際、短時間労働者は0.5カウントとして計算し、これを基に、実雇用率や法定雇用障害者数を計算します。

☆ 実雇用率等の計算式は次のようになります

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数 (障害者の雇用義務数: 端数は切捨て)} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

※「労働者」からは短時間労働者の数を除いています。

3 除外率の引き下げ

除外率は、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度ですが、平成14年の法改正により、段階的に廃止・縮小することとされており、平成22年7月から各除外率設定業種ごとにそれぞれ10%ポイント引き下げられました。

新規高等学校卒業生対象求人を申し込まれた事業主の皆様へ

◎ 推薦・選考について

新規高等学校卒業生の学校からの推薦開始日は9月5日、選考開始日は9月16日となっております。9月16日以降求人者が任意の日を選考日として定めていただきますが、生徒が他の事業所に応募できない等就職活動に支障をきたすことのないよう、選考日はできるだけ早い時期を、また、選考結果についても早期に決定いただくようお願いいたします。

◎ 複数応募（併願）について

岩手県高等学校就職問題検討会議において「10月1日以降は一人二社まで応募・推薦を可能とする」旨の申し合わせが行われ、複数応募（併願）が行われます。

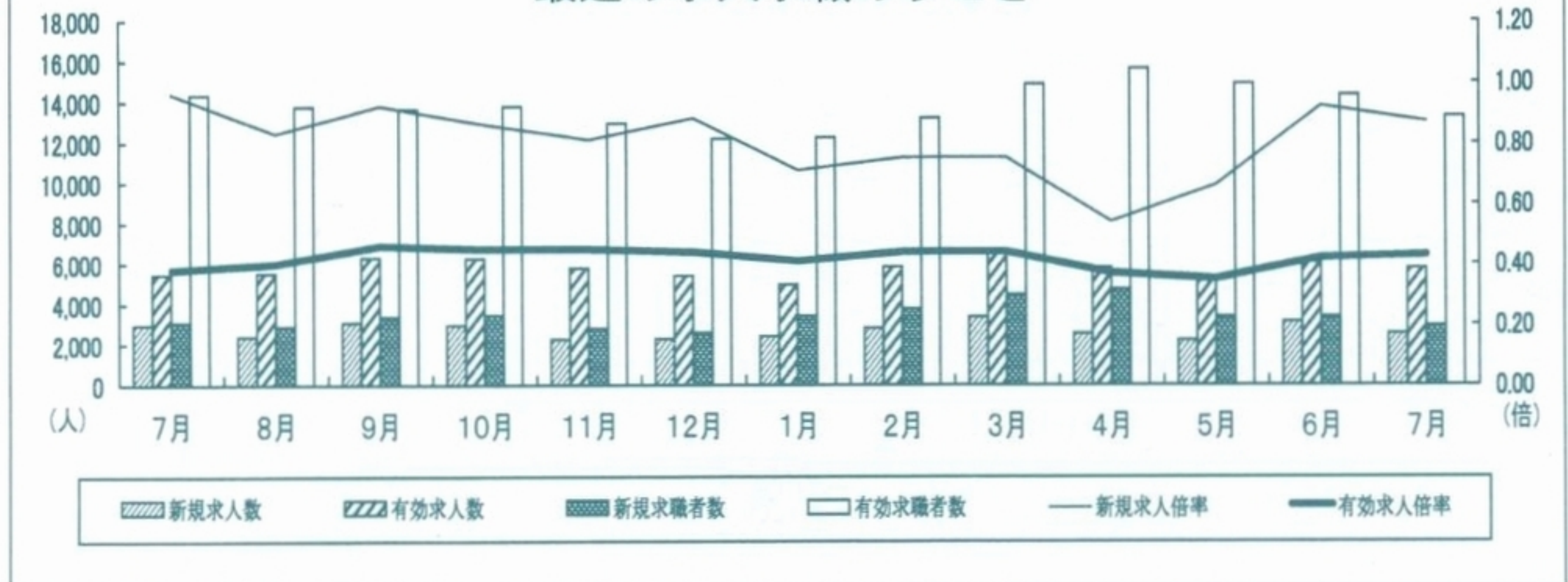
併願を可とした求人につきましては、10月1日より併願者の応募もありますので、採用内定する際には、学校と連携を密にし、よく確認を行ってください。

新規高等学校卒業生対象求人受理状況(速報)

平成22年8月末日現在

産業・職業別	年度	平成22年度		平成21年度
		計	前年比	計
産業別	農・林・漁業	4	33.3	3
	建設業	25	▲16.7	30
	製造業	76	13.4	67
	運輸業、郵便業	15	▲40.0	25
	卸売業、小売業	62	19.2	52
	金融・保険業	8	▲20.0	10
	不動産業、物品賃貸業	4	100.0	2
	宿泊業、飲食サービス業	27	▲6.9	29
	生活関連サービス業・娯楽業	54	22.7	44
	医療、福祉	15	15.4	13
	複合サービス業、サービス業	16	▲27.3	22
	その他の産業	7	▲53.3	15
合計		313	0.3	312
職業別	専門・技術・管理	28	12.0	25
	事務	37	▲9.8	41
	販売	30	66.7	18
	サービス	80	14.3	70
	技能工等	114	▲5.8	121
	その他の職業	24	▲35.1	37

最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡 (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312